

千葉県歯・口腔保健計画



チーバくん

千葉県

はじめに

歯や口腔を健やかに保つことは、いくつになっても自分の歯でしっかり噛んで食べられるようにするだけでなく、バランスのとれた適切な食生活を通じて、糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防など、全身の健康の保持増進にも寄与します。

県では、「県民が自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、県内すべての地域で生涯を通じ最適な歯・口腔の保健医療サービスを受けられるよう環境整備を推進する」ことを基本理念とする、「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」を平成22年4月1日から施行しました。

この度、本条例に基づき、乳児期から高齢期までライフステージを通じて、継続的に県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「千葉県歯・口腔保健計画」を策定しました。

今後は、本計画にのっとり、むし歯などの歯科疾患の地域間格差の解消を図り、乳幼児から高齢者まで、また、障害のある方や介護を必要とする方を含め、すべての県民の方々に対しまして、生涯を通じて途切れることのない歯・口腔保健サービスを推進していきます。

市町村や関係団体、県民の皆様と「チームスピリット」の精神で、歯・口腔の健康づくりを推進してまいりますので、皆様の御協力を賜われますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、多大なる御尽力をいただいた千葉県歯・口腔保健審議会の委員の皆様、市町村や関係団体、さらにはパブリックコメント等を通じ、計画案に御意見を寄せていただきました多くの県民の皆様に厚く御礼を申し上げます。

平成23年3月

千葉県知事 森田 健作

目 次

第1章 計画の基本方針

第1節 計画の趣旨	4
第2節 計画の性格	4
第3節 計画の期間	4

第2章 目標

第1節 乳幼児のむし歯予防等の目標	6
第2節 児童生徒のむし歯予防等の目標	7
第3節 成人及び高齢者の歯周病予防、歯の喪失防止の目標	8

第3章 歯・口腔保健の現状と課題

第1節 歯科疾患の状況	
1 乳幼児のむし歯の状況	10
2 児童生徒のむし歯の状況	12
3 成人及び高齢者の歯周疾患、歯の喪失の状況	14
第2節 歯・口腔保健意識状況	
1 乳幼児	15
2 児童生徒	18
3 成人及び高齢者	21
第3節 保健医療従事者等の状況	
1 歯科医師	23
2 歯科衛生士	24
3 歯科技工士	25
第4節 保健医療施設等の状況	
1 歯科診療所	26
2 訪問診療（自宅）を行っている歯科診療所	26

第4章 施策の方向

第1節 情報の収集及び提供	
1 情報の収集及び提供	28
2 歯・口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発	28
第2節 市町村その他関係者の連携体制の構築	
1 県の役割	29
2 市町村の役割	29

3	歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士等の役割	30
4	教育関係者の役割	30
5	保健医療福祉関係者の役割	30
6	事業者・保険者の役割	30
7	県民の役割	30
8	歯・口腔保健医療関係団体の役割	31
9	研究機関との連携	31
10	かかりつけ歯科医機能の充実	31
11	病診連携体制等の整備	31
第3節 フッ化物応用等のむし歯の予防対策		
	フッ化物応用等のむし歯の予防対策	32
第4節 母子、児童生徒、成人、高齢者等の生涯にわたる歯・口腔の健康づくり		
1	母子の歯・口腔の健康づくり対策	33
2	児童生徒の歯・口腔の健康づくり対策	37
3	成人の歯・口腔の健康づくり対策	38
4	高齢者の歯・口腔の健康づくり対策	39
第5節 障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯・口腔の健康づくり		
1	障害を有する者の歯・口腔の健康づくり対策	41
2	介護を必要とする者の歯・口腔の健康づくり対策	43
3	病院入院患者の歯・口腔の健康づくり対策	45
第6節 歯・口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上		
	歯・口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上	46
第7節 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究		
	歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究	47

資料編

	千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例	49
	生涯を通じた歯・口腔の健康づくり対策の概要（千葉県）	52
	県民の行動指針	53
	計画（案）に関する県民アンケート調査結果の概要	54
	用語解説	56